

インターネット上の誹謗中傷表現について与党が法規制の強化に乗り出した。今年6月、自民と、公明のプロジェクトチームがそれぞれ提言をとりまとめ、政府に提出した。政府が検討中の匿名の発信者の特定をより容易にするための「プロバイダ責任制限法」の改正に加え、侮辱罪の重罰化や同罪や名誉毀損罪の疑いによる積極的な捜査なども求めた。

政府・与党には個人情報保護や人権擁護といった名目で不都合な報道を規制する内容に変容させた「前科」があり、警戒が必要だ。

三原議員が「即刻通報」?

「高市早苗総務大臣と三原じゅん子議員が大喜びでこれを推進していることに危機感を持った方がいると思います。#木村花さんを政府の国民監視に利用するな」

映画評論家の町山智浩氏は5月26日、短文投稿サイト「ツイッター」に「そう書き込んだ。この日、高市総務相が記者会見で、悪意のある投稿を抑止するための制度改正を表明したというニュースに対する感想だった。

翌27日、この投稿に反応した一人が自民党の「インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策PT」座長の三原じゅん子参院議員。町山氏のツイートを引用し、「とて

誹謗中傷の規制を名目にした

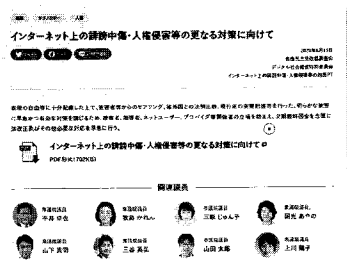
政治批判封じに警戒を

ネット上で政策批判が多数拡散され「ツイッターデモ」という新しい言葉も生まれた。権力側がこれを警戒し、誹謗中傷表現の規制を名目に、政権批判を封じ込める手段に転用される恐れもある。規制に動き出した与党の思惑はどこにあるのか。

臺 宏士

【特集】

ネット上の誹謗中傷も「表現の自由」なのか



提言をアップする自民党ホームページ。関連議員が並んでいる。

も不幸な痛ましい木村花さんの話に伴う件について、大喜びという表現は如何なものでしょうか。ご家族やファンに対しても失礼では? 不謹慎な言葉だと思えます」と書き込んだ。三原氏は「誹謗中傷」と言わなかったものの、24日には「私は立場上、甘んじて批判は受けますが、人を傷つける言葉には即刻通報させていただきます」とツイートしていた。

自民党PTの提言は、早急に行なう「必要な法改正」にあたって「政治への意見、言論を妨げるものではないことに留意する」と明記しているが、問題とされそうなのは、どんな表現なのか。

三原氏は6月17日、「こういうコメントは誹謗中傷? 人格否定? 少なくとも政策に対する政治批判では無いですよね?」とし、自身に具体的に向けられたツイッター上の問題表現の一つとして「バカ、おめえは仲間じゃねーずらべ。#三原じゅん子バカ」をリツイートして示した。三原氏の「即刻通報」の基準を満たしているということなのか。

21世紀に入ると、当時メディア規制法とよばれた個人情報保護法

案(2001年)や人権擁護法案(02年)が相次いで国会に提出された。保護法が制定されるきっかけは、国民全員に12桁の番号を割り当て一元管理する「住民基本台帳ネットワークシステム」の導入を柱とした改正住民基本台帳法(1999年8月)だった。「国民総背番号制につながる」との懸念が広がり、稼働は法整備とセットとされたからだった。

人権擁護法案は2003年に廃案となるが、法務省が所管する刑務所や入国管理施設といった拘禁・収容施設での公務員による収容者らへの虐待が国際問題化したことへの対応のはずだった。

自民VS.報道の長い歴史

1998年に橋本龍太郎政権が参院選で大敗して小渕恵三政権が誕生するが、自民党は敗北の原因を自民党に対する批判的な報道に求めた。翌99年8月、党内組織の「報道と人権等のあり方に関する検討会」は、「法的措置の検討」として、「プライバシー保護法」「人権保護法」の必要性を指摘する報告書をまとめたのだ。

「個人情報の保護」「人権の擁護」

インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の 更なる対策に向けて「提言」の骨子

6月11日
自民党政務調査会 デジタル社会推進特別委員会
インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策PT

1 表現の自由等への十分な配慮を前提とした実効性 ある被害回復手続きの検討

適切かつ実効性ある法制度及びガイドライン等を検討し、必要な法改正を早急に行なう(属性にかかわらず個人への誹謗中傷、侮辱、いじめ、プライバシー等)。なお、政治への意見、言論を妨げるものではないことに留意する。

2 適正かつ迅速な発信者情報の開示手続き等の民事 上の対応の強化

仮処分等の司法手続きの活用▽開示請求の要件緩和▽情報開示対象の追加(電話番号等)▽アクセスログの保存期間の延長(現行は3~6カ月)▽プロバイダの迅速な削除の促進

3 刑事法上の対応の強化

侮辱罪(刑法231条)の法定刑(拘留又は科料・30日未満・1万円未満)の見直し(ネット被害による新類型を含む)▽集団での誹謗中傷や名誉毀損等の悪質事案に対する積極的捜査と科刑の適正化

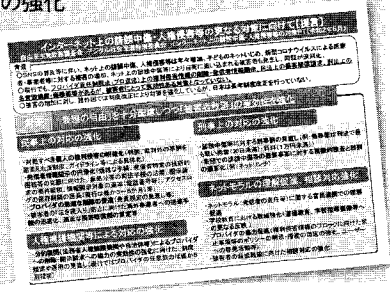
4 人権擁護機関等による対応の強化

法務省の人権擁護機関(法務局等)や自治体等の公的機関によるプロバイダへの削除・開示請求への協力の実効性強化に向けた制度規定や運用の見直し

5 情報モラル等のネットリテラシーの理解促進と相談 対応の強化

ネットモラルに関する官民連携での理解促進▽学校教育における取り組み強化▽プロバイダの協力促進▽被害者の負担軽減に向けた相談対応の強化

(骨子まとめ/臺宏士)



右/自民党のホームページにアップされた提言の説明。

といった誰もが正面から反対できない理由を掲げ、個人情報保護法では報道活動への規制を視野に入れた内容としたり(2002年にいったん廃案になり、政府は今の法律となる法案を03年に出し直した)、人権擁護法案では法務省の外局に設ける「人権委員会」には報道機関の活動を規制できる権限も持たせた。政府・自民党による露骨なメディア規制は報道界だけでなく市民を含めた広範な批判が巻き起こった。

策だった北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)による拉致問題をNHKの短波ラジオ国際放送で優先的に取り上げるよう命令を出すなど、放送局に対する行政指導の数は歴代政権の中では図抜けて多かった。



ネット上の中傷防止について会談する自民党の森山裕国対委員長(右)と立憲民主党の安住淳国対委員長。5月25日、国会で。(提供/共同)

行政指導は09年に成立した民主党政権では行なわれなかったが、その後、安倍首相が再び政権を握ると、高市総務相は15年4月に行政指導をNHKに行ない再開した。16年には国会で放送法違反を理由にした電波停止の可能性を繰り返して答弁し、大きな問題となった。

規制の議論は慎重に

安倍首相側は、放送局だけでなく記者個人も狙い撃ちにする。07年3月、テレビ朝日の報道番組「サンデープロジェクト」に「朝日新聞」編集委員として出演した山田厚史氏は、番組内での発言が名誉毀損に当たるとして朝日新聞社とともに首相の秘書らから3300万円の損害賠償と「朝日新聞」紙上での謝罪広告掲載を求められる訴訟を起こされた。原告の秘書3人が退職したため、山田氏の主張に沿って和解したものの、巨額な賠償金を個人に請求する恫喝訴訟と批判された。山田氏は与党の提言について「刑事罰を重くし、積極的な捜査で得るのは結局は政治家ら公人だ。メディアや市民を脅す武器として悪用される」と懸念する。

最近では、昨年の参院選で安倍首相が札幌市で街頭演説した際、ヤジを飛ばした市民を北海道警が排除したことが社会問題化した。

今年5月中旬、政府・与党は黒川弘務・前東京高検検事長の定年延長に端を発した検察庁法改正案をめぐってSNS上で批判にさらされた。インターネット上の誹謗中傷表現について自民と公明のPTが提言をまとめ政府に提出したのは、それからひと月ほど後だ。憲法が保障する表現の自由にかかわる重要な問題にもかかわらず、結論が早すぎはしないか。

誹謗中傷による被害者保護を名目に、政治への批判を封じ込めることにつながる規制をつくらせてはならない。

だい ひろし・ライター。近著に「報道圧力 官邸VS望月衣塑子(緑風出版)。